

◆平成27年度広島県不妊治療等助成事業

	対象者	助成対象治療等	助成内容
特定不妊治療	次の要件をすべて満たす方。 ・夫婦間(戸籍上のその婦に限る。)の体外受精または顕微授精であること。 ・体外受精または顕微授精以外の方法では妊娠が望めないと医師が診断していること。 ・広島県が指定する医療機関で行われた治療であること。(広島県以外の都道府県、指定都市、中核市が指定した医療機関での治療を含む。) ・申請時に広島県内(広島市、福山市を除く。)に住所を有していること。 ・夫婦の所得の合算額が730万円未満であること。	指定医療機関での特定不妊治療(体外受精または顕微授精)	【助成金額】 1回の治療につき15万円まで。ただし採卵を伴わない治療(治療区分C・F)は、1回の治療につき7万5千円まで助成。 【助成回数】 39歳以下の方:43歳になるまでに通算6回(年間助成回数の制限なし) 40歳以上の方:43歳になるまでに通算3回(年間助成回数の制限なし) 43歳以上の方:制度の対象外 ※年齢は、初回治療開始日の妻の年齢が基準
一般不妊検査	1 不妊検査開始時に法的に婚姻している夫婦で、助成申請時に県内に住所を有する方 2 不妊検査開始時の妻の年齢が35歳未満の方	平成27年4月1日以降に医療機関で夫婦が共に受けた不妊検査で、検査開始から終了までの期間が1年以内のもの。	【助成額】 不妊検査に要した自己負担額の夫婦合計額の2分の1以内(千円未満切り捨て。上限額5万円) 【助成回数】 一組の夫婦につき1回限り

◆平成27年度市町不妊治療等助成事業の実施状況(平成27年3月現在)

	市町名	不妊治療助成							備考	一般不妊治療実施状況		不育症実施状況		
		実施状況		対象者		助成回数		助成金		1実施 2していない 3検討中	実施している内容	1実施 2していない 3検討中	実施している内容	
		1実施 2していない 3検討中	開始年度	1県と同じ 2独自	独自	1県と同じ 2独自	独自	1回当たり	年間助成上限					
1	広島市	2									2		2	
2	福山市	2									1	一般不妊治療・人工授精に係る費用への助成	2	
3	呉市	2									2		2	
4	大竹市	2									2		2	
5	廿日市市	2									2		2	
6	府中町	2									2		2	
7	海田町	1	18	2	夫婦の合計 所得額650 万円以下	2	1年度あたり 20万円、2 年間助成		20万円		2		1	対象治療:保険給付が適用されない不育治療に関する治療及び検査料 助成回数・金額:1年度あたり30万円、助成額:制限なし
8	熊野町	2									2		2	
9	坂町	1	23	1				150,000 (75000)※1			2		1	対象治療:一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関において、当該専門医により不育症と診断された場合における治療及び当該治療にかかる検査をいう。 助成回数:制限なし 助成金額:年度あたり30万円を上限とする 助成年数:制限なし
10	安芸高田市	1	26	1				150,000 (75000)※1			2		2	
11	安芸太田町	1	25	1			1※2	150000	150000		2		2	
12	北広島町	1	22	1				150,000 (75000)※1			2		3	
13	江田島市	2									2		2	
14	竹原市	1	25	1				150,000			2		2	
15	東広島市	2									2		2	
16	大崎上島町	2									2		2	
17	三原市	2									2		2	
18	尾道市	2									2		2	
19	世羅町	1	25	1				150,000 (75000)※1			2		2	
20	府中市	1	27	1				250,000		平成27年4月1日予定	2		2	
21	神石高原町	1	27	1				自己負担額から県の助成額を引いた額		平成27年4月1日予定	2		2	
22	三次市	1	19	1				自己負担額から県の助成額を引いた額		平成27年4月1日予定	2		2	
23	庄原市	1	23	1				150,000 (75000)※1			2		2	
実施市町数		11									1		2	

注 ※1 治療区分C・F以外は150,000円、C・Fは75,000円
※2 安芸太田町については、要綱改正予定